

# 資料編

# 1 関係条例等

## (1) 尼崎市民の福祉に関する条例

昭和58年3月31日

条例第9号

改正 平成14年3月1日条例第1号

平成20年12月25日条例第37号

平成25年3月7日条例第18号

### 目次

前文

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 市民生活の基盤の確立（第6条—第10条）

第3章 市民生活と福祉活動（第11条—第14条）

第4章 福祉推進体制（第15条—第17条）

第5章 雑則（第18条）

付則

すべて市民は、時代の推移にかかわらず、その所得、健康及び住宅が保障され、就労、教育及び社会参加の機会が確保されるなど市民としての生活の基礎的諸条件が整えられるとともに、自立と連帯の精神を自ら堅持することによつて、生涯にわたり人間としての尊厳と自由が保障されるものである。

市民の福祉は、市がその責務を積極的に果たすとともに、市民が自らの生活における責任と市民としての自覚を堅持することによつて達成していくものである。

更に、市民の福祉は、自らの創意工夫と努力とによつて高め、築きあげていくものであり、すべての市民が触れ合い、連帯して生きていくことのできる社会、すなわち福祉社会を形成することによつてこそ実現できるものである。

このような認識の上に立つて、市と市民が相携えて福祉社会の実現に努めることは、未来に生きる市民にとつても重要な課題であることを確認する。

ここに、すべての市民と力を合わせて福祉社会の実現を決意し、その基本となるこの条例を制定する。

### 第1章 総則

（この条例の目的）

第1条 この条例は、市民福祉の基本目標並びに市民福祉の向上に果たすべき市、事業者及び市民の役割と責務とを明らかにするとともに、市民福祉に関する施策の基本となるべき事項を定め、もつて市民福祉の増進を図ることを目的とする。

（市民福祉の基本目標）

第2条 市民福祉は、社会的公正が確保されるとともに、個人の自主性が生かされ、生涯にわたり、快適な生活が実現されるものでなければならない。

第3条 すべて市民は、生涯のそれぞれの時期に応じて、人間としての尊厳にふさわしい生活が確保されなければならない。

2 すべて心身に障害のある市民は、日常生活及び社会生活において、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇が保障されなければならない。

- 3 すべて市民は、児童期にあつては、人間性豊かな安定した家庭と触れ合いのある地域社会において、心身ともに健全に育てられなければならない。
- 4 すべて市民は、青壮年期にあつては、社会の発展に寄与する中心的存在として、安定した勤労生活と充実した家庭生活が実現されなければならない。
- 5 すべて市民は、高齢期にあつては、家庭基盤の充実と地域社会における交流を通じて、生きがいのある生活が保障されなければならない。

（市、事業者及び市民の責務）

第4条 市は、前2条の市民福祉の基本目標が実現されるよう、市民福祉に関する施策を有機的かつ総合的に策定し、実施するように努めなければならない。

- 2 事業者は、自らも地域社会の構成員であること及びその事業活動が地域社会と密接な関係にあることを認識し、その事業の運営に当たっては、市民福祉の向上に努めなければならない。
- 3 市民は、自らすすんで自助に努めるとともに、社会連帯の理念に基づき、市民福祉に関する施策の円滑な実施に協力するように努めなければならない。

（国及び県に対する要請）

第5条 市は、常に市民の生活実態の把握に努め、その安定が損なわれることのないように、社会保障制度、雇用政策等市民の生活にかかわる国又は県の制度又は施策について、必要に応じ、その改善及び充実を要請するものとする。

## 第2章 市民生活の基盤の確立

（健康づくり）

第6条 市民の健康は、自らの健康に対する自覚をもとにして、地域保健に関する体制の確立及び良好な環境の維持により、保持され、増進されなければならない。

- 2 市民は、自らの健康の保持及び増進並びに疾病の予防及び早期回復に努めなければならない。
- 3 市長は、関係機関と連携して、市民の健康づくりについて、次の各号に掲げる施策を行うものとする。
  - (1) 地域保健体制の計画的な整備に関すること。
  - (2) 健康教育の実施に関すること。
  - (3) 救急医療体制の整備に関すること。
  - (4) スポーツ活動等の奨励に関すること。
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、市民の健康づくりについて必要と認められること。

（生涯教育）

第7条 市民は、自立の気風を養うとともに、人格の完成をめざし、生涯にわたり、自ら学習と自己啓発に努めなければならない。

- 2 市長及び教育委員会は、市民の生涯教育について、次の各号に掲げる施策を行うものとする。
  - (1) 市民が学習し、かつ、その成果を発表できる施設の整備に関すること。
  - (2) 自主的な教育活動の啓発に関すること。
  - (3) 地域社会における指導者の養成に関すること。
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、市民の生涯教育について必要と認められること。

（住生活）

第8条 市民は、適正な負担により、快適な住生活が確保されなければならない。

2 市長は、関係機関と協力して、市民の快適な住生活の確保について、次の各号に掲げる施策を行うものとする。

- (1) 公的住宅の整備に関すること。
- (2) 住環境の整備に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市民の快適な住生活の確保について必要と認められること。

#### (勤労生活)

第9条 市民は、自らの能力の開発と発揮をもとにして、就労の機会が確保され、勤労等その主体的努力により、生活の安定と向上に努めなければならない。

2 市長は、関係機関と協力して、市民の就労の機会の確保について、次の各号に掲げる施策を行うものとする。

- (1) 産業の振興等雇用の拡大に関すること。
- (2) 職業訓練、雇用の促進等雇用環境の整備に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市民の就労の機会の確保について必要と認められること。

#### (消費生活)

第10条 市民は、消費生活についての知識を深め、自ら安全で合理的な消費生活を確保するように努めなければならない。

2 市長は、市民の安全で合理的な消費生活の確保について、次の各号に掲げる施策を行うものとする。

- (1) 消費生活の相談、指導及び啓発に関すること。
- (2) 消費生活の実態調査及び資料収集に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市民の安全で合理的な消費生活の確保について必要と認められること。

### 第3章 市民生活と福祉活動

#### (家庭生活)

第11条 市民は、家族員による相互の扶助と家庭機能を尊重することにより、良好な家庭生活の維持、向上に努めなければならない。

2 市長又は教育委員会は、市民が良好な家庭生活を維持するため、次の各号に掲げる施策を行うものとする。

- (1) 育児相談等児童の健全な育成に関すること。
- (2) 寝たきり老人又は心身に障害のある者の在宅する家庭、母子家庭、父子家庭等に対する援護に関すること。
- (3) 家庭福祉に必要な情報の提供に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市民が良好な家庭生活を維持するため必要と認められること。

#### (地域生活)

第12条 市民は、地域社会の一員であることを自覚し、地域生活を通じて、相互の理解を深め、その役割を分担することにより、良好な地域社会の形成に努めなければならない。

2 市長及び教育委員会は、良好な地域社会を形成するため、地域福祉の拠点となる市民施設の整備その他必要な施策を行うものとする。

#### (福祉活動)

第13条 市民は、市民福祉を理解し、福祉活動を実践するための福祉教育を通じて、福祉意識の高揚に努めるとともに、近隣、地域、職域等の地域生活を通じて、福祉活動に努めなければならない。

2 市長及び教育委員会は、市民の福祉活動の促進を図るため、次の各号に掲げる施策を行うものとする。

- (1) コミュニティ活動及びボランティア活動の育成に関すること。
- (2) 福祉教育に関すること。
- (3) 福祉活動に必要な情報の提供等に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市民の福祉活動の促進を図るため必要と認められること。

第14条 文化、スポーツ、レクリエーション等の活動を行うことができる施設（以下「施設」という。）の設置者又は管理者（以下「設置者等」という。）は、市民福祉の向上のため、施設を市民の利用に供するように努めるものとする。

2 市長は、設置者等から、施設を市民の利用に供する旨の申出があつた場合は、必要に応じ、施設を市民の利用に供するものとする。

#### 第4章 福祉推進体制

（福祉施策基本方針の策定等）

第15条 市長は、経済的、社会的及び文化的条件を配慮し、市民福祉に関する施策の基本となるべき方針（以下「福祉施策基本方針」という。）を定めなければならない。

2 市長は、福祉施策基本方針を定めたときは、その概要を公表するものとする。

（尼崎市社会保障審議会）

第16条 別に定めるものを除くほか、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第7条第1項に規定する事項その他市民の社会保障及び社会福祉に関する事項を調査審議させるため、市長の付属機関として、尼崎市社会保障審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、委員35人以内で組織する。

3 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市議会議員
- (3) 社会福祉事業に従事する者
- (4) 市民の代表者

4 委員の任期は、3年とする。ただし、再任することを妨げない。

5 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

（平20条例37・平25条例18・一部改正）

（市民福祉振興基金）

第17条 市民福祉の向上を目的とする事業を推進するため、尼崎市民福祉振興基金（以下「基金」という。）を設置する。

2 基金として積み立てる額は、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 市民等が基金への積立てを指定した寄付金額
- (2) 市の積立金額
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認める寄付金額

3 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、市民福祉の向上を目的とする事業を推進するための経費に充てる。

4 前項の目的に支出してなお剰余金があるときは、これを基金に編入することができる。

- 5 基金は、基金の設置目的を達成するため、必要があると認めるときに限り、処分することができる。
- 6 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。
- 7 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。  
(平14条例1・一部改正)

## 第5章 雑則

### (委任)

- 第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。  
付 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、昭和58年4月1日から施行する。  
(尼崎市社会保障審議会条例の廃止)
- 2 尼崎市社会保障審議会条例(昭和30年尼崎市条例第25号)は、廃止する。

### (経過措置)

- 3 この条例の施行の際、現に尼崎市社会保障審議会条例第2条第2項の規定に基づき委嘱されている委員は、この条例第16条第3項の規定により委嘱されたものとみなす。  
付 則(平成14年3月1日条例第1号)  
この条例は、公布の日から施行する。  
付 則(平成20年12月25日条例第37号)

### (施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、付則第3項の規定は、公布の日から施行する。

### (尼崎市高齢者保健福祉推進協議会条例等の廃止)

- 2 次の各号に掲げる条例は、廃止する。
  - (1) 尼崎市高齢者保健福祉推進協議会条例(平成18年尼崎市条例第45号)
  - (2) 尼崎市障害者福祉等推進協議会条例(平成18年尼崎市条例第47号)
  - (3) 尼崎市児童環境づくり推進協議会条例(平成18年尼崎市条例第48号)

### (委員の任期の特例)

- 3 この条例の公布の際現にこの条例による改正前の尼崎市民の福祉に関する条例第16条第3項の規定により委嘱されている尼崎市社会保障審議会の委員の任期は、その委嘱の期間にかかわらず、平成21年3月31日までとする。  
付 則(平成25年3月7日条例第18号)抄

### (施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

## (2) 尼崎市社会保障審議会規則

平成21年3月26日

規則第17号

改正 平成25年3月27日規則第7号

平成26年3月31日規則第13号

尼崎市社会保障審議会規則（昭和58年尼崎市規則第28号）の全部を改正する。

（この規則の趣旨）

第1条 この規則は、尼崎市民の福祉に関する条例（昭和58年尼崎市条例第9号。以下「条例」という。）第16条第6項の規定に基づき、尼崎市社会保障審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（委員長及び副委員長）

第2条 審議会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（招集）

第3条 審議会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員の4分の1以上の者から審議すべき事項を示して審議会の招集の請求があったときは、委員長は、これを招集しなければならない。

（会議）

第4条 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（専門分科会）

第5条 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第11条の規定により審議会に置かれる専門分科会は、次の各号に掲げる専門分科会の区分に応じ、当該各号に定める事項を調査審議するものとする。

(1) 地域福祉専門分科会 地域福祉の推進に関する事項

(2) 障害者福祉等専門分科会 障害者の保健福祉に関する事項

(3) 高齢者保健福祉専門分科会 高齢者の保健福祉に関する事項

(4) 民生委員審査専門分科会 民生委員の適否の審査に関する事項

2 専門分科会は、社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号。以下「令」という。）第2条第1項の規定によるほか、委員長が指名する委員で組織する。

3 専門分科会において特別の事項を調査審議するため必要があるときは、法第9条第1項に規定する臨時委員（以下「臨時委員」という。）として、専門委員を置くことができる。

4 専門分科会に会長及び副会長を置く。

- 5 審議会は、専門分科会の議決をもって審議会の議決とするものとする。
- 6 第2条第2項から第4項まで、第3条第1項及び前条の規定は、専門分科会について準用する。この場合において、第2条第2項及び前条中「委員の」とあるのは、「当該専門分科会に属する委員（専門委員を含む。）の」と読み替えるものとする。

（平25規則7・平26規則13・一部改正）

（審査部会）

第6条 令第3条第1項の規定により、障害者福祉等専門分科会に審査部会を置く。

- 2 審査部会において特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員として、専門委員を置くことができる。
- 3 審査部会に、部会長及び副部会長を置き、当該審査部会に属する委員（専門委員を含む。）のうちから、部会長は障害者福祉等専門分科会の会長が、副部会長は部会長が指名する。
- 4 第2条第3項及び第4項、第3条第1項、第4条第2項並びに前条第5項の規定は、審査部会について準用する。この場合において、第4条第2項中「委員の」とあるのは、「審査部会に属する委員（専門委員を含む。）の」と読み替えるものとする。

（平26規則13・一部改正）

（地域包括支援センター運営部会）

第6条の2 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の6第4号に規定する地域包括支援センター運営協議会として、高齢者保健福祉専門分科会（以下「高齢者分科会」という。）に地域包括支援センター運営部会（以下「センター運営部会」という。）を置く。

- 2 センター運営部会は、高齢者分科会の会長が指名する高齢者分科会に属する委員（第5条第3項の規定により高齢者分科会に置かれた専門委員を含む。）で組織する。
- 3 第2条第3項及び第4項、第3条第1項、第4条、第5条第5項並びに前条第2項及び第3項の規定は、センター運営部会について準用する。この場合において、第4条中「委員の」とあるのは「センター運営部会に属する委員（専門委員を含む。）の」と、前条第3項中「障害者福祉等専門分科会」とあるのは「高齢者分科会」と読み替えるものとする。

（平26規則13・追加）

（地域密着型サービス運営部会）

第6条の3 介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第5項、第54条の2第5項、第78条の2第7項、第78条の4第6項、第115条の12第5項及び第115条の14第6項の規定により講じられる必要な措置として、高齢者分科会に地域密着型サービス運営部会（以下「サービス運営部会」という。）を置く。

- 2 第2条第3項及び第4項、第3条第1項、第4条、第5条第5項、第6条第2項及び第3項並びに前条第2項の規定は、サービス運営部会について準用する。この場合において、第4条中「委員の」とあるのは「サービス運営部会に属する委員（専門委員を含む。）の」と、第6条第3項中「障害者福祉等専門分科会」とあるのは「高齢者分科会」と読み替えるものとする。

（平26規則13・追加）

（部会）

第7条 専門分科会、センター運営部会及びサービス運営部会（以下「専門分科会等」という。）は、必要に応じ、その所掌事項を分掌させるため部会（審査部会を除く。以下この条及び第10条におい



て同じ。)を置くことができる。

- 2 部会は、当該部会に係る専門分科会等の会長（以下「専門分科会等会長」という。）が指名する当該専門分科会等の委員（専門委員を含む。第4項において同じ。）で組織する。
- 3 部会において特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員として、特別委員を置くことができる。
- 4 部会に部会長及び副部会長を置き、当該部会に属する委員（特別委員を含む。）のうちから、部会長は専門分科会等会長が、副部会長は部会長が指名する。
- 5 第2条第3項及び第4項並びに第3条第1項の規定は、部会について準用する。  
（平26規則13・一部改正）

#### （小委員会）

第8条 審議会は、必要に応じ、その所掌事項を分掌させるため小委員会を置くことができる。

- 2 小委員会は、委員長が指名する委員で組織する。
- 3 小委員会において特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員として、特別委員を置くことができる。
- 4 小委員会に座長及び副座長を置き、座長は委員長をもって充て、副座長は小委員会に属する委員（特別委員を含む。）のうちから、委員長が指名する。
- 5 第2条第3項及び第4項並びに第3条第1項の規定は、小委員会について準用する。

#### （専門委員及び特別委員）

第9条 専門委員は、条例第16条第3項各号に掲げる者の中から、市長が委員長の意見を聴いて委嘱し、又は任命する。

- 2 専門委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。
- 3 前2項の規定は、特別委員について準用する。

#### （意見の聴取等）

第10条 審議会、専門分科会等、審査部会、部会及び小委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

（平26規則13・一部改正）

#### （委任）

第11条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

#### 付 則

##### （施行期日）

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

##### （招集の特例）

- 2 最初に招集される審議会は、第3条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。
- 3 最初に招集される専門分科会は、第5条第6項において準用する第3条第1項の規定にかかわらず、それぞれ、委員長が招集する。

付 則（平成25年3月27日規則第7号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（平成26年3月31日規則第13号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に尼崎市地域包括支援センター運営協議会設置要綱（以下「運営協議会要綱」という。）の規定により置かれている尼崎市地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）は、この規則による改正後の尼崎市社会保障審議会規則（以下「改正後の規則」という。）第6条の2第1項の規定により置かれた地域包括支援センター運営部会（以下「センター運営部会」という。）とみなす。
- 3 前項の規定は、この規則の施行の際現に尼崎市地域密着型サービス運営委員会設置要綱（以下「運営委員会要綱」という。）の規定により置かれている尼崎市地域密着型サービス運営委員会（以下「運営委員会」という。）について準用する。この場合において、同項中「第6条の2第1項」とあるのは「第6条の3第1項」と、「地域包括支援センター運営部会」とあるのは「地域密着型サービス運営部会」と、「センター運営部会」とあるのは「サービス運営部会」と読み替えるものとする。
- 4 この規則の施行の際現に運営協議会要綱の規定により運営協議会の委員として委嘱されている者（以下「運営協議会委員」という。）で、尼崎市社会保障審議会規則第5条第1項第3号に掲げる専門分科会（以下「高齢者分科会」という。）の委員（改正後の規則第5条第3項の規定により高齢者分科会に置かれた専門委員を含む。以下「高齢者分科会委員」という。）であるものは、センター運営部会の委員として委嘱された者とみなす。
- 5 運営協議会委員で高齢者分科会委員である者以外のものは、尼崎市社会保障審議会規則第9条第1項の規定によりセンター運営部会の専門委員（改正後の規則第6条の2第3項において準用する尼崎市社会保障審議会規則第6条第2項の規定により置かれた専門委員をいう。）として委嘱された者とみなす。
- 6 前2項の規定は、この規則の施行の際現に運営委員会要綱の規定により運営委員会の委員に充てられている者について準用する。この場合において、付則第4項中「運営協議会委員」とあるのは「運営委員会委員」と、「センター運営部会」とあるのは「サービス運営部会」と、前項中「運営協議会委員」とあるのは「運営委員会委員」と、「センター運営部会」とあるのは「サービス運営部会」と、「第6条の2第3項」とあるのは「第6条の3第2項」と読み替えるものとする。

### (3) 尼崎市障害者福祉施策推進会議設置要綱

#### (設置)

第1条 本市の障害者福祉施策に関する基本方針の樹立と関係施策の推進について、関係局部・課（室・事業所を含む）相互の連絡調整、情報・意見の交換等必要な事項を協議するため、尼崎市障害者福祉施策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

#### (組織)

第2条 推進会議の委員は、別表に定める職又はこれに相当する職務を行う者を充てる。

2 会長が必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求めることができる。

#### (会長)

第3条 会長は、福祉部長、副会長は、障害福祉課長をもって充てる。

2 会長は、推進会議を代表し会務を掌理する。

3 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

#### (召集)

第4条 推進会議は、会長が召集する。

#### (会議)

第5条 推進会議は、必要に応じて開催する。

#### (専門委員会)

第6条 会長が特に必要と認めるときは、専門委員会を設置することができる。

2 専門委員会は、推進会議委員の中から会長が指名するものをもって組織する。

3 専門委員会の委員長は、副会長をもって充てる。

4 専門委員会は、必要に応じて開催する。

5 専門委員会は、委員長が召集する。

6 委員長が特に必要と認めるときは、分科会を設置することができる。

#### (意見の聴取等)

第7条 会長及び委員長は、必要があると認めるときは、委員以外のものの出席を求めて、意見を聴取するほか、必要な資料の提供を求めることができる。

#### (事務局)

第8条 推進会議の事務局は、健康福祉局福祉部障害福祉課に置く。

#### (運営の細目)

第9条 この要綱に定めるもののほか推進会議の運営について必要な事項は、会長が定める。

付 則

この要綱は、昭和 50 年 7 月 1 日から実施する。

昭和 53 年 4 月 25 日改正

昭和 55 年 6 月 1 日改正

平成 5 年 6 月 25 日改正

平成 7 年 9 月 4 日改正

平成 20 年 8 月 26 日改正

平成 21 年 5 月 20 日改正

平成 24 年 4 月 16 日改正

平成 26 年 5 月 28 日改正

別 表 尼崎市障害福祉施策推進会議委員 【事務局：障害福祉課】

役職名	所属役職名
会 長	福 祉 部 長
副 会 長	障 害 福 祉 課 長
委 員	政 策 課 長
委 員	魅 力 発 信 ・ 報 道 担 当 課 長
委 員	人 事 課 長
委 員	防 災 対 策 課 長
委 員	市 民 協 働 局 課 長（市 民 活 動 推 進 担 当）
委 員	人 権 課 長
委 員	福 祉 課 長
委 員	高 齢 介 護 課 長
委 員	生 活 支 援 相 談 課 長
委 員	健 康 増 進 課 長
委 員	こ ども 青 少 年 局 課 長（保 育 指 導 担 当）
委 員	し ご と 支 援 課 長
委 員	建 築 指 導 課 長
委 員	住 宅 ・ 住 ま い づ くり 支 援 課 長
委 員	交 通 局 運 輸 課 長
委 員	学 校 教 育 部 課 長（生 徒 指 導 ・ 特 別 支 援 担 当）
委 員	教 育 総 合 セ ン タ ー 所 長
委 員	社 会 教 育 課 長

# 2 尼崎市社会保障審議会障害者福祉等 専門分科会委員名簿（計画策定等審議期間中）

敬称略・五十音順

区分	氏名	役職名等	備考
特別委員	岩本 吉正	尼崎市身体障害者連盟福祉協会 理事	
委員	上野 芳昭	社会福祉法人福成会 常務理事	第2部会 副部会長
特別委員	面家 真由美	尼崎市心身障害児（者）父母連合会 事務局長	
専門委員	河上 紀子	尼崎市精神障害者家族会連合会 副会長	第1部会 副部会長
委員	● 狩俣 正雄	大阪市立大学大学院 教授	第3部会 部会長
専門委員	木下 隆志	芦屋学園短期大学 准教授	第1部会 部会長
委員	源田 紀久恵	兵庫県立阪神特別支援学校 校長	
専門委員	小山 昇孝	尼崎市難病団体連絡協議会 事務局長	
特別委員	齊藤 庸	尼崎市難病団体連絡協議会 代表幹事	
委員	菅原 正之	尼崎市歯科医師会 地域保健担当常務理事	
専門委員	高尾 絹代	尼崎市身体障害者連盟福祉協会 会計	
専門委員	田中 淳司	尼崎市議会 議員	平成26年 8月20日から
専門委員	寺岡 睦	尼崎市身体障害者連盟福祉協会 事務局長	
専門委員	寺本 博信	尼崎市社会福祉協議会 理事	
専門委員	長畑 孝一	尼崎市身体障害者連盟福祉協会 副理事長	
専門委員	野山 恭一	尼崎ボランティア連絡協議会 副会長	
委員	波多 正文	尼崎市議会 議員	平成26年 8月20日まで
専門委員	日高 敦子	尼崎市民生児童委員協議会連合会 副会長	
専門委員	日野 典子	尼崎市心身障害児（者）父母連合会 理事	

区分	氏名	役職名等	備考
特別委員	広部 景子	尼崎市身体障害者連盟福祉協会 理事	
専門委員	藤井 克祐	尼崎雇用対策協議会 専務理事	
専門委員	前迫 直美	尼崎市議会 議員	平成 26 年 8 月 20 日まで
委員	○ 松岡 克尚	関西学院大学 教授	第 2 部会 部会長
専門委員	松澤 千鶴	尼崎市議会 議員	
特別委員	松永 貴久美	尼崎市精神障害者家族会連合会 会計監査	
委員	真鍋 修司	尼崎市議会 議員	平成 26 年 8 月 20 日から
特別委員	村上 和子	兵庫県 LD 親の会「たつの子」 役員	
専門委員	守部 美枝子	尼崎市心身障害児（者）父母連合会 会長	
専門委員	山内 まゆみ	兵庫県 LD 親の会「たつの子」 役員	
特別委員	吉岡 かほる	尼崎市心身障害児（者）父母連合会 理事	第 3 部会 副部会長
専門委員	綿谷 茂樹	尼崎市医師会 理事	

※ 氏名欄の「●」は会長、「○」は副会長

※ 区分欄

委 員・・・障害者福祉等専門分科会を担当する尼崎市社会保障審議会委員

専 門 委 員・・・尼崎市社会保障審議会規則第 5 条第 3 項の規定による委員

特 別 委 員・・・尼崎市社会保障審議会規則第 7 条第 3 項の規定による委員

# 3

## 審議経過（計画策定等審議期間中）

年度	開催日時	会議名称	主な内容
平成25年度	平成26年 1月27日	社会保障審議会 障害者福祉等専門分科会	(1) 計画改定の諮問 (2) 計画改定に係るアンケート調査内容 等
平成26年度	7月4日	社会保障審議会 障害者福祉等専門分科会	(1) アンケート調査の結果報告 (2) 計画の骨子（案） (3) 計画策定部会（3部会）の設置等 (4) 今後のスケジュール（案）
	8月13日	計画策定部会 第3部会	(1) 副部会長の指名 (2) 基本施策の骨格（案） (3) 基本施策に係る課題・活動指標等
	8月19日	計画策定部会 第1部会	(1) 副部会長の指名 (2) 基本施策の骨格（案） (3) 基本施策に係る課題・活動指標等
	8月25日	計画策定部会 第2部会	(1) 副部会長の指名 (2) 基本施策の骨格（案） (3) 基本施策に係る課題・活動指標等
	9月24日	計画策定部会 第1部会	(1) 障害福祉計画の実績報告等 (2) その他
	10月28日	計画策定部会 第3部会	(1) 基本施策の原稿案 (2) その他
	10月31日	計画策定部会 第2部会	(1) 基本施策の原稿案 (2) その他
	11月6日	計画策定部会 第1部会	(1) 基本施策の原稿案 (2) ガイドライン作成に向けた検討等 (3) その他
	11月21日	計画策定部会 第1部会	(1) 障害福祉計画の目標及びサービス見込量 (2) その他
	11月27日	社会保障審議会 障害者福祉等専門分科会	(1) 基本施策の部会素案 (2) 第2～4章の原稿案 (3) その他
	12月17日	計画策定部会 第1部会	(1) 障害福祉計画の原稿案 (2) その他
	12月25日	社会保障審議会 障害者福祉等専門分科会	(1) 計画素案 (2) 今後のスケジュール等 (3) その他
平成27年 3月19日	社会保障審議会 障害者福祉等専門分科会	(1) 市民意見公募手続による意見について (2) その他	

※上記のほか、尼崎市自立支援協議会へ報告や協議等を行い、計画策定に係るご意見等を伺っている。

尼 障 第 43 号  
平成 26 年 1 月 27 日

尼崎市社会保障審議会  
委員長 松 原 一 郎 様

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市障害者計画及び障害福祉計画の改定について（諮問）

平成 26 年度末をもって、本市の「障害者計画」及び「障害福祉計画（第 3 期）」が計画期間の終期を迎えることから、本市における障害者に係る施策に関する基本的な計画である「尼崎市障害者計画」の改定及び障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画である「尼崎市障害福祉計画（第 4 期）」の策定にあたり、障害者福祉をはじめとした広範な分野におけるお立場からのご審議をいただきたく、貴審議会に諮問いたします。

以 上  
(障害福祉課)



平成 26 年 1 月

## 諮 問 の 趣 旨

本市においては、障害者基本法に基づく障害者のための施策に関する基本的な計画である市町村障害者計画として、平成 8 年度にノーマライゼーション、リハビリテーション及びバリアフリーの 3 つの考え方を基本理念とする尼崎市障害者福祉新長期計画“さわやかあまがさき障害者計画”を策定いたしました。

その後、平成 18 年度には、障害者自立支援法第 88 条第 1 項の規定に基づく第 1 期の「障害福祉計画」を策定し、また、平成 22 年 3 月に尼崎市障害者計画及び障害福祉計画（第 2 期）を、平成 24 年 3 月には、尼崎市障害福祉計画（第 3 期）を策定して、本市障害者福祉行政を進めてきたところであります。

現行の尼崎市障害者計画及び障害福祉計画につきましては、平成 26 年度末をもって、計画期間の終期を迎えるため、平成 26 年度において、平成 27 年 4 月の施行に向けて、この 2 つの計画の改定を行う予定にしており、それに先立ち、平成 25 年度にアンケートの方法により障害者の生活実態及び福祉サービス等の利用状況ならびにそのニーズその他関連項目について調査することとしております。

こうした調査等を踏まえた上で、尼崎市障害者計画の改定及び障害福祉計画（第 4 期）の策定にあたり、障害者福祉をはじめとした広範な分野のお立場からご審議をお願いするため、貴審議会に諮問するものです。

以 上

平成 27 年 3 月 25 日

答 申 書

尼崎市長  
稲 村 和 美 様

尼崎市社会保障審議会  
委員長 松 原 一 郎

尼崎市障害者計画（第 3 期）及び障害福祉計画（第 4 期）の策定について

平成 26 年 1 月 27 日付尼障第 43 号により、貴職から諮問を受けた、「尼崎市障害者計画（第 2 期）の改定」及び「尼崎市障害福祉計画（第 4 期）の策定」については、本会議の障害者福祉等専門分科会において、また、効率的な審議を行うために障害者福祉等専門分科会に部会を設けるとともに、当該部会に障害当事者である特別委員を置いて、審議を重ねてまいりました。

ここに、その審議の内容がまとまりましたので、別紙のとおり、答申します。

以 上

# 4 尼崎市障害福祉サービス等支給決定基準

## 1 支給決定基準の考え方

本支給決定基準（いわゆる「支給決定ガイドライン」）は、国の事務連絡「介護給付費等に係る支給決定事務等について」（以下、「事務処理要領」という。）に基づき作成する。

### (1) 支給決定の性質

障害福祉サービスの支給決定は、利用者や障害児の保護者から申請された種類のサービスの利用について公費で助成することの可否を判断する。

そのため、障害福祉サービスは、特定の事業者や施設のサービス提供を受けるものでなく、利用者や障害児の保護者の意向により、サービス提供を受ける事業者や施設を決定し、受給するものである。

「事務処理要領」（抄）

第2 支給決定及び地域相談支援給付決定事務

I 支給決定及び地域相談支援給付決定の概要

1 支給決定及び地域相談支援給付決定の性質

支給決定及び地域相談支援給付決定は、障害者又は障害児の保護者から申請された種類の障害福祉サービス又は地域相談支援の利用について公費（介護給付費等及び地域相談支援給付費等）で助成することの可否を判断するものであり、特定の事業者又は施設からサービス提供を受けるべき旨を決定するものではない。

## (2) 支給決定の要否

障害福祉サービスの支給は、障害支援区分等の利用者の心身の状況、介護を行う者やその他のサービス利用等の利用者の支援が必要な状況、サービス等利用計画案等の利用者の利用意向等により、要否を決定する。

そのため、利用者の利用意向のみではなく、利用者の心身の状況を勘案し、支給の要否を決定することとする。

また、ガイドライン検討部会等で「家族等の介護者が健康であったとしても、障害のある人が単身で地域生活を営めるように、すべての利用者に単身者と同様の障害福祉サービス支給をすべきである。」という意見も出たが、事務処理要領に基づき、利用者の支援が必要な状況について、基本的に利用者の立場から介護を行う者やその他のサービス利用等により日常生活や社会生活を送ることが可能であれば、その状況を勘案し、支給の要否を決定することとする。

### 「事務処理要領」(抄)

#### 第2 支給決定及び地域相談支援給付決定事務

##### Ⅶ 支給決定及び地域相談支援給付決定

市町村は、支給申請が行われたときは、当該申請を行った障害者等の障害支援区分又は障害の種類及び程度、当該障害者等の介護を行う者の状況、当該障害者又は障害児の保護者の介護給付費等の受給の状況、サービス等利用計画案その他の厚生労働省令で定める事項を勘案して、支給の要否を決定する。また、支給決定又は地域相談支援給付決定を行う場合には、支給決定又は地域相談支援給付決定の有効期間及び障害福祉サービス又は地域相談支援の種類ごとに月を単位として厚生労働省令で定める期間において介護給付費等を支給する障害福祉サービスの量(以下「支給量」という。)又は地域相談支援給付費等を支給する地域相談支援の量(以下「地域相談支援給付量」という。)を定める。

### (3) 支給決定基準の作成根拠および位置付け

事務処理要領では、「市町村は、勘案事項を踏まえつつ、介護給付費等の支給決定を公平かつ適正に行うため、あらかじめ支給の要否や支給量の決定についての支給決定基準を定めておくことが適当である。」と規定している。

そのため、本市の支給決定基準は、支給決定の要否と同様に勘案事項を踏まえつつ、(2)の支給決定の要否に基づき、支給決定基準を作成することとする。

また、この基準は、支給申請に対する決定処分を行う際の基準に位置付けられる。

そのため、都道府県は、支給決定障害者等から市町村が行った支給決定に関する審査請求を受けた場合、基本的にこの基準に照らして審査を行うこととなる。

#### 「事務処理要領」(抄)

#### 第2 支給決定及び地域相談支援給付決定事務

#### Ⅶ 支給決定及び地域相談支援給付決定

#### 3 支給決定基準の作成

#### (1) 介護給付費等

市町村は、勘案事項を踏まえつつ、介護給付費等の支給決定を公平かつ適正に行うためには、あらかじめ支給の要否や支給量の決定についての支給決定基準を定めておくことが適当である。

その際、国庫負担基準は、あくまで国が市町村の給付費の支弁額に対して国庫負担する際の一人当たりの基準額であり、当該基準額が個々の利用者に対する支給量の上限となるものではないことに留意すること。

#### ア 支給決定基準の定め方

支給決定基準は、障害支援区分のほか、介護を行う者の状況（介護者の有無やその程度）、日中活動の状況、他のサービスの利用状況（介護保険サービスの利用の有無等）等の勘案事項を基礎に設定することが想定される。

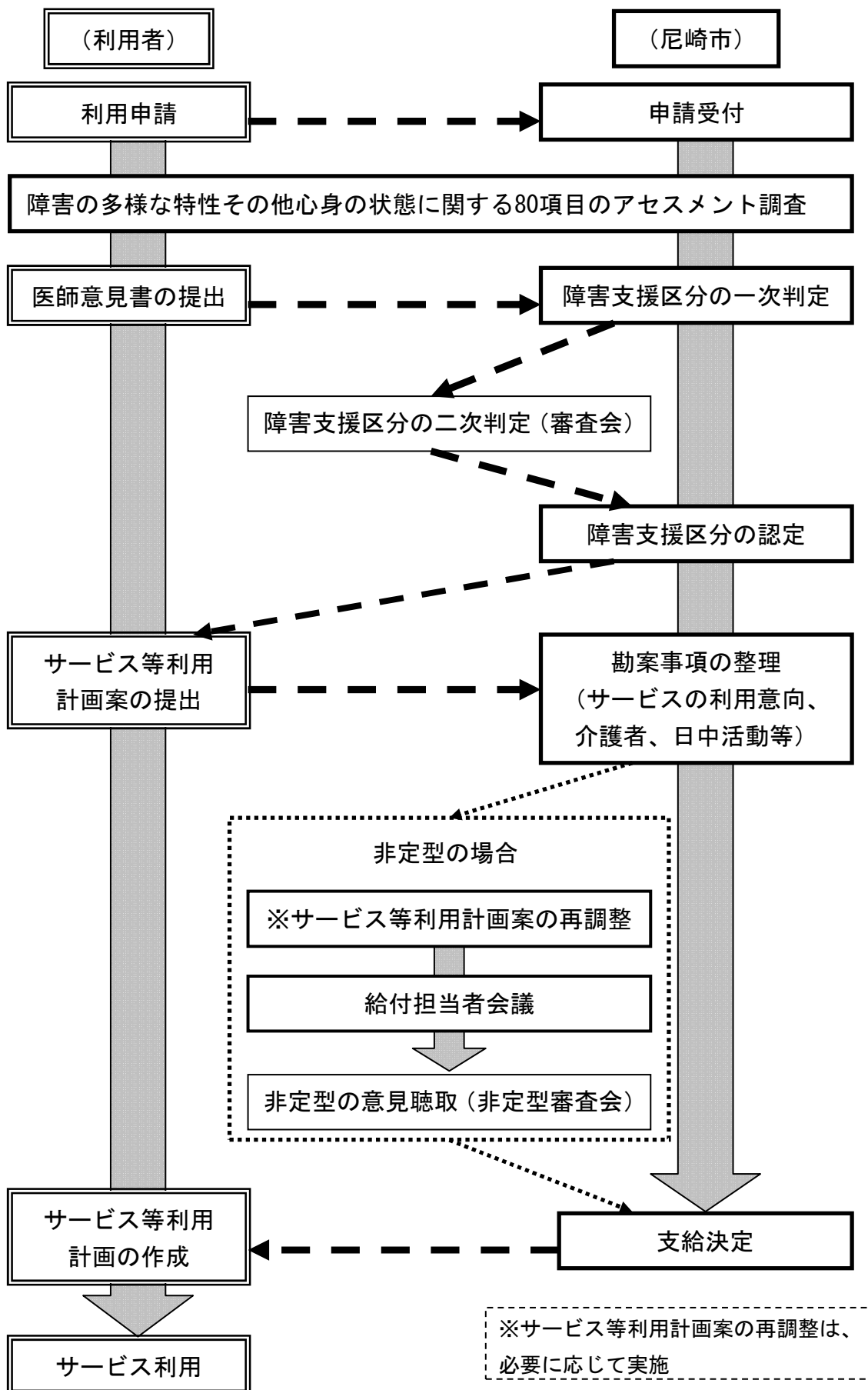
（以下、略）

#### イ 支給決定基準の位置付け

支給決定基準を定める形式（規則、要綱、要領等）は、市町村が適当と判断するところによるが、定められた基準は、形式の如何にかかわらず行政手続法第5条に規定する審査基準（支給申請に対する決定処分を行う際の基準）に位置付けられる。

また、都道府県が支給決定障害者等から市町村が行った支給決定に関する審査請求を受けた場合は、都道府県は、基本的には、当該市町村の支給決定基準に照らして審査を行うこととなる（都道府県の不服審査基準になる。）。

## 2 支給決定の流れ



### 3 支給決定の考え方

利用者の利用意向等を踏まえたサービス等利用計画案における月のサービス支給量が支給決定基準から算定した支給量を超える場合（いわゆる「非定型」）においては、尼崎市障害者介護給付費等の支給に関する審査会（以下、「審査会」という。）の意見を聴取し非定型の支給決定を行う。

#### (1) 審査会の概要

##### ア 設置の趣旨

審査会は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「総合支援法」という。）に基づき、「障害支援区分認定基準に照らしての審査及び判定」と「市が支給要否決定を行うに当たる意見」を行う機関である。

##### イ 総合支援法の規定

- ① 市町村に、障害支援区分の審査判定業務を行う、及び市町村の支給要否決定を行うに当たり意見を聴くため、審査会を置く。（総合支援法第 15 条）
- ② 審査会の委員の定数は、条例で定めることとなっており、委員は、障害者等の保健又は福祉に関する学識経験を有する者のうちから市町村長が任命する。（総合支援法第 16 条第 1 項及び第 2 項）
- ③ 審査会は、障害支援区分に関する審査判定を行う。（総合支援法第 21 条第 1 項）
- ④ 審査会は、市町村の支給要否決定に当たり意見を述べる。（総合支援法第 22 条第 2 項）

##### ウ 支給要否決定に当たり意見を述べる審査会

支給決定基準を超えて支給量を決定する場合は、総合支援法第 22 条第 2 項に規定する支給要否決定に当たり意見を述べる審査会（以下、「非定型審査会という。」）を開催し、支給決定を行う。

#### (2) サービス等利用計画案の作成

利用者が障害支援区分の認定を受けた後、支給決定基準により、また利用者の心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向その他の事情等を勘案し、適切なサービスが受給できるよう指定特定相談支援事業所等がサービス等利用計画案を作成する。この時、介護給付の受給を希望する場合は、支給決定基準の範囲内を基本として、必要に応じて関係機関との意見交換や会議等を行い、サービス等利用計画案を作成する。

#### (3) 支給量の算出

利用者の希望に基づき作成されたサービス等利用計画案を含め、勘案事項を整理し、適正な支給量を算出する。

#### (4) 算出支給量が支給決定基準を超えない場合の支給決定

勘案事項から算出した支給量が支給決定基準を超えないことが確認できた場合は、

非定型審査会の意見を聴取せずに支給決定を行う。

(5) 算出支給量が支給決定基準を超えた場合の支給決定

ア 勘案事項から算出した支給量が支給決定基準を超えることが確認できた場合は、下記の資料を添えて非定型審査会の意見を聴取し、支給決定を行う。

- ① 二次判定結果
- ② 医師意見書
- ③ 勘案事項整理表
- ④ サービス等利用計画案
- ⑤ その他審査に必要と認めるもの

イ 算出支給量が支給決定基準を超える場合か、すでに支給決定基準を超えた支給となっている場合において、決定を受けている支給量が直近の非定型審査会までに不足することが明らかで、次の要件のいずれも満たす時は、非定型審査会の意見を聴取することなく支給量を決定し、直近の非定型審査会に報告するとともに意見を聴取する。

① 切迫性

利用者、介護者の疾病による体調の変化や就労による環境の変化等の要因により、支給決定における勘案事項の整理時と変化が生じ、支給量を変更しなければ利用者が日常生活に支障をきたすことが明らかな場合

② 非代替性

現に利用しているサービス以外の障害福祉サービスやその他の方法による支援を検討した上で、それでもなおサービス支給量の増加以外に代替する支援方法がない場合

ウ イの取扱いをするのにあたっては、利用者や障害児の保護者の意向やその状況等を調査し、サービス等利用計画案の提出を求め、給付担当者会議を経た上で判断し、支給決定を行う。

また、イの取扱い以外に、サービス等利用計画案の提出後、1ヶ月以内に非定型審査会の開催ができない場合も給付担当者会議を経た上で判断し、支給決定を行うが、直近の非定型審査会に報告するとともに意見を聴取する。

4 障害福祉サービスの種類・内容・対象者（「事務処理要領」（抄）

（略）

5 障害児通所支援の種類・内容・対象者（「障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について」（抄）

（略）



## 6 障害福祉サービスの支給決定基準

(1)から(9)までが介護給付、(10)から(16)までが訓練等給付の対象サービス

### (1) 居宅介護（身体介護・家事援助・通院等介助・通院等乗降介助）

#### ア 支給量

障害支援区分	標準基準時間（※1）
区分1	世帯等状況A 14時間
	世帯等状況B 20時間
	世帯等状況C 40時間
区分2	世帯等状況A 18時間
	世帯等状況B 25時間
	世帯等状況C 50時間
区分3	世帯等状況A 25時間
	世帯等状況B 35時間
	世帯等状況C 70時間
区分4	世帯等状況A 32時間
	世帯等状況B 45時間
	世帯等状況C 90時間
区分5	世帯等状況A 39時間
	世帯等状況B 55時間
	世帯等状況C 110時間
区分6	世帯等状況A 46時間
	世帯等状況B 65時間
	世帯等状況C 130時間
障害児	設定なし（※2）

※1 標準基準時間 = 尼崎市標準時間×世帯等状況

- ・ 障害程度区分基準時間に緊急時対応時間（5時間）を加えた時間を尼崎市標準時間とする。
- ・ 世帯等の状況（世帯等状況A→0.7倍、世帯等状況B→1.0倍、世帯等状況C→2.0倍）により標準基準時間を設定する。
- ・ 世帯等の状況指標は次表のとおりとする。

※2 障害児は、勘案事項により支給量が大きく変化するため、標準基準時間を設定しない。

世帯等の状況指標

世帯等状況	指標項目
A	<p>○ 介護者が常時介護が出来る状態</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家族が終日家にいることが可能な状態であり、かつ介護者の健康状態が良好の場合</li> <li>・ 家族やその他の介護者（ボランティアや近隣等）が終日家にいることが可能な状態であり、かつ介護者の健康状態が良好の場合</li> <li>・ 居宅生活で介護者が確保され、その他の時間帯は日中活動系サービスを利用し、終日介護が受けられる状況であり、かつ介護者の健康状態が良好の場合</li> </ul>
B	<p>○ 世帯等状況Aにも世帯等状況Cにもあてはまらない状態</p>
C	<p>○ 単身世帯（18歳未満の児童と同居を含む）</p> <p>○ 重度障害者のみの世帯</p> <p>○ 介護者が常時介護が出来ない状態</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護者が1人でやむを得ない理由により週の半分以上不在で、介護ができない場合</li> <li>・ 介護者が1人で病気、高齢、利用者との関係等によりやむを得ない状況で、介護ができない場合</li> <li>・ 介護者が1人で2人以上の重度障害者（児）を介護しており、他者の支援が受けられない場合</li> <li>・ 介護者1人で1人以上の重度障害者を介護しながら、就学前の乳幼児も養育しており、他者の支援が受けられない場合</li> <li>・ 介護者1人で1人以上の重度障害者と要介護判定を受けた者を介護しており、他者の支援が受けられない場合</li> </ul>

イ 支給量決定の際の勘案事項

- ① 障害者等の障害支援区分や障害の種類、程度その他の心身の状況
- ② 障害者等の介護を行う者の状況
- ③ 障害者等に関する介護給付費等の受給の状況
- ④ 申請に係る障害児が現に障害児施設を利用している場合には、その利用状況
- ⑤ 申請に係る障害者が現に介護保険法の規定による保険給付に係る居宅サービスを利用している場合には、その利用状況
- ⑥ 当該障害者等に関する保健医療サービスや福祉サービス等（③から⑤までを除く。）の利用の状況
- ⑦ 当該障害者等や障害児の保護者の障害福祉サービスの利用に関する意向の具体的内容
- ⑧ 当該障害者等の置かれている環境
- ⑨ 当該申請に係る障害福祉サービスの提供体制の整備の状況
- ⑩ 申請に係る障害者が傷病等により通院している場合には、その状況

## ウ 各サービスの標準提供時間・回数

### ① 身体介護

種類	基準時間	標準提供回数	備考
食事介助	0.5時間	3回/日	状況により1.0時間まで可
排泄介助	0.5時間	3回/日	状況により1.0時間まで可
入浴介助	1.0時間	3回/週	全身性・銭湯1.5時間、特別な事情2.0時間
更衣介助	0.5時間	2回/日	
体位交換	0.5時間		

### ② 家事援助

種類	基準時間	標準提供回数	備考
買物	0.5時間	2回/週	状況により1.0時間・3回/週まで可
調理	0.5時間	2回/週	状況により1.0時間・3回/週まで可
掃除	0.5時間	1回/週	状況により1.0時間・3回/週まで可
洗濯	0.5時間	1回/週	状況により1.0時間・3回/週まで可

### ③ 通院等介助

種類	標準提供回数	備考
身体介護を伴う	10時間/月	医師の指示により目安時間の変更可
身体介護を伴わない	10時間/月	医師の指示により目安時間の変更可
通院等乗降介助	10回/月	医師の指示により目安回数の変更可

## エ 2人介護の定義

2人の従業者により居宅介護を行うことについて利用者の同意を得ている場合であって、次の①から③までのいずれかに該当する場合に利用することができる。

- ① 障害者等の身体的理由により1人の従業者による介護が困難と認められる場合
- ② 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
- ③ その他障害者等の状況等から判断して、①や②に準ずると認められる場合

## (2) 重度訪問介護

### ア 支給量

障害支援区分	標準基準時間（※1・2）
区分4	世帯等状況A 141時間（うち移動介護時間50時間）
	世帯等状況B 180時間（うち移動介護時間50時間）
	世帯等状況C 310時間（うち移動介護時間50時間）
区分5	世帯等状況A 162時間（うち移動介護時間50時間）
	世帯等状況B 210時間（うち移動介護時間50時間）
	世帯等状況C 370時間（うち移動介護時間50時間）
区分6	世帯等状況A 183時間（うち移動介護時間50時間）
	世帯等状況B 240時間（うち移動介護時間50時間）
	世帯等状況C 430時間（うち移動介護時間50時間）

- ※1 標準基準時間 = 尼崎市標準時間×世帯等状況+移動介護時間
- ・ 障害程度区分基準時間を3倍し、緊急時対応時間（10時間）を加えた時間を尼崎市標準時間とする。
  - ・ 世帯等の状況（世帯等状況A→0.7倍、世帯等状況B→1.0倍、世帯等状況C→2.0倍）と移動介護時間（50時間）の加算により標準基準時間を設定する。
  - ・ 世帯等の状況指標は(1)のとおりとする。

※2 重度訪問介護対象者は、「重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しく困難を有する障害者であって常時介護を要するもの」と規定しており、1日に3時間以上の長時間にわたり総合的かつ断続的に介護を必要とする場合は、原則、居宅介護ではなく、重度訪問介護を支給決定する。

これは、居宅での介護、家事の援助、生活等に関する相談や助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行う必要があり、身体介護や家事援助等の短時間の支給決定が適当ではないためである。

ただし、重度訪問介護対象者であっても、総合的かつ断続的な介護を必要とせず、見守りを含まない短時間集中的な身体介護や家事援助等のみが行われる場合には、居宅介護を支給決定する。

- イ 世帯等の状況指標、支給量決定の際の勘案事項、各サービスの標準提供時間・回数、2人介護の定義  
 (1)のとおりとする。

(3) 同行援護

ア 支給量

標準基準時間 50時間/月

イ 2人介護の定義

(1)のとおりとする。

(4) 行動援護

ア 支給量

標準基準時間 50時間/月

イ 2人介護の定義

(1)のとおりとする。

(5) 療養介護

基準最大支給量 31日/月

(6) 生活介護

基準最大支給量 (当該月日数－8日) /月

(7) 短期入所

ア 標準支給量 7日/月

イ 加算後支給量 21日/月

※ 加算要件

- ① 主介護者が入院や自宅安静、長期療養する場合（医師の診断書等が必要な場合あり）
- ② 家族に急病等が発生し、介護を行う介護者がいない場合（医師の診断書等が必要な場合あり）
- ③ 主介護者の心身状況等を勘案した際に、7日以上のお支給量があれば在宅生活が可能と認められる場合（医師の診断書等が必要な場合あり）

(8) 重度障害者等包括支援

標準基準支給量 83,040単位/月

(9) 施設入所支援

基準最大支給量 31日/月

(10) 自立訓練（機能訓練）  
基準最大支給量 （当該月日数－8日）／月

(11) 自立訓練（生活訓練）  
基準最大支給量 （当該月日数－8日）／月

(12) 宿泊型自立訓練  
基準最大支給量 31日／月

(13) 就労移行支援  
基準最大支給量 （当該月日数－8日）／月

(14) 就労継続支援（A型）  
基準最大支給量 （当該月日数－8日）／月

(15) 就労継続支援（B型）  
基準最大支給量 （当該月日数－8日）／月

(16) 共同生活援助  
基準最大支給量 31日／月

## 7 障害児通所支援事業の支給決定基準

(1) 児童発達支援  
基準最大支給量 （当該月日数－4日）／月  
（他の障害児通所支援事業を含む）

(2) 医療型児童発達支援  
基準最大支給量 （当該月日数－4日）／月  
（他の障害児通所支援事業を含む）

(3) 放課後等デイサービス  
基準最大支給量 （当該月日数－4日）／月  
（他の障害児通所支援事業を含む）

(4) 保育所等訪問支援  
基準最大支給量 3日／月  
※ 1日／2週を支給量とする。

# 5 障害者総合支援法に基づくサービス内容の説明

介護給付	<b>訪問系サービス</b>	
	居宅介護	自宅で入浴や排せつ、食事などの介助をします。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者や常に介護が必要な方に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の補助をします。
	同行援護	視覚障害により移動に困難を有する方に、外出時に同行して移動の補助や必要な情報の提供を行います。
	行動援護	知的障害や精神障害により行動が困難で常に介護が必要な方に、行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助などをします。
	重度障害者等包括支援	常に介護が必要な方のなかでも介護が必要な程度が非常に高いと認められた方には、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。
	短期入所	家で介護を行う方が病気などの場合、短期間、施設へ入所できます。
	<b>日中活動系サービス</b>	
	生活介護	常に介護が必要な方に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。
	療養介護	医療の必要な障害のある人で常に介護が必要な方に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をします。
<b>居住系サービス</b>		
施設入所支援	施設に入所する方に、入浴や排せつ、食事の介護などをします。	
訓練等給付	<b>日中活動系サービス</b>	
	自立訓練 (機能訓練 ・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練をします。
	就労移行支援	就労を希望する方に、一定の期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練をします。
	就労継続支援 (A型・B型)	通常の事業所で働くことが困難な方に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練をします。
	<b>居住系サービス</b>	
共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活を営む方に、住居において入浴や排せつ、食事の介護や相談や日常生活上の援助をします。	
相談支援	基本相談支援	地域で生活する障害のある人の福祉に関する各般の問題について、本人やその介護者等からの相談に応じます。
	地域相談支援	入所している障害のある人、精神科病院に入院している精神障害のある人、その他の地域生活に移行するために重点的な支援を必要とする方に対し、地域における生活に移行するための支援（地域移行支援）、居宅で単身等で生活する障害のある人に対し、緊急時の相談等を行う支援（地域定着支援）を行います。
	計画相談支援	障害のある人の心身の状況等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等の利用計画の作成を行います。

障害児通所支援	児童発達支援	未就学の障害のある児童に日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
	医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹機能の障害のある児童に支援や治療を行います。
	放課後等デイサービス	就学している障害のある児童に、放課後や休業日に生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。
	保育所等訪問支援	保育所等に通う障害のある児童に対し障害のある児童以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
地域生活支援事業 (必須)	理解促進研修・啓発事業	障害のある人の理解を深めるため、研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを行います。
	自発的活動支援事業	障害のある人やその家族、地域住民等が自発的に行う交流会やボランティア等の活動に対する支援を行います。
	相談支援事業	障害のある人やその保護者、介護者の様々な相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行います。
	成年後見制度利用支援事業	知的、精神に障害のある人が成年後見を受けるにあたり申立がない場合、市長が法定後見の開始審判の申立を行います。また、成年後見等を受ける方に資産等がなく、この制度を利用するための経費を負担できない場合、市が経費を助成します。
	意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能等の障害のため、意思の伝達に支援が必要な障害のある人等に対して、意思疎通支援者（手話通訳者や要約筆記者など）を養成・派遣します。
	日常生活用具給付等事業	障害のある人等に対して、自立した日常生活を支援する用具の給付又は貸出を行います。
	移動支援事業	屋外での移動に困難がある方に、外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加を促します。
地域生活支援事業 (任意)	地域活動支援センター事業	障害のある人に、創作活動や生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流の促進を図るため、地域活動支援センターの運営等に対して支援を行います。
	日中一時支援事業	障害のある人の日中における活動の場を確保し、社会に適應するための日常的な訓練等を行います。
	訪問入浴サービス事業	地域における身体に障害のある人の生活を支援するため、訪問により居室において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持などを図ります。
	更生訓練費給付事業	就労移行支援事業または自立訓練事業を利用している人などに更生訓練費を給付し、社会復帰の促進を図ります。
	自動車運転免許取得・改造費助成事業	身体に障害のある人に対し、自動車運転免許・自動車改造に要する費用の一部を助成することにより、就労等を促進します。
	福祉ホーム事業	地域において自立した日常生活等を営むことができるよう、現に住居を求めている障害のある人等が、低額な料金で居室等の利用ができ、日常生活に必要な便宜を受けられることができる福祉ホームの運営を助成します。





尼崎市障害者計画（第3期）  
・障害福祉計画（第4期）

発行年月：平成27年4月

発行：尼崎市 健康福祉局 福祉部 障害福祉課

〒660-8501 兵庫県尼崎市東七松町1丁目23番1号

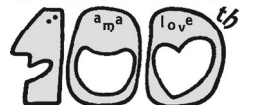
TEL 06-6489-6352 FAX 06-6489-6351



ひと咲き  
まち咲き  
あまがさき

本市の最上位計画である  
「尼崎市総合計画」の  
キャッチフレーズです。

知れど知るほど「あまがさき」



Happy100th anniversary Amagasaki

尼崎市は平成28年に市政  
100周年を迎えます。